

留萌川水系ダム洪水調節機能協議会

日時：令和3年9月21日
書 面 開 催

議 事 次 第

■説明事項

- 1 「留萌川水系ダム洪水調節機能協議会」設置の目的について（資料1）

■協議事項

- 2 「留萌川水系ダム洪水調節機能協議会」の規約について（資料2）

配付資料

議事次第、協議会構成員名簿（別添1）、決議書（別添2）

資料1：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行
について

資料2：留萌川水系ダム洪水調節機能会議規約案

※次頁以降に、本協議会の開催趣旨及び各資料に関する説明を記載しておりますので、ご参照ください。

1. 協議会の開催趣旨

昨今の水害の激甚化・頻繁化に鑑み、洪水の発生のおそれがある緊急時において、利水ダム等を事前放流に最大限活用することを主な内容とした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本協定」（以下「基本協定」という。）が令和元年12月に取りまとめられました。

令和2年度より、利水ダム等における事前放流について、任意の協議会の設置や治水協定の締結等、関係利水者の協力を得て取り組み推進されてきたところで、留萌川水系においては、「留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場」が設けられ、令和2年5月22日に「留萌川水系治水協定」が締結されております。

今後、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図るとことされました。

以上のことから、参加の同意をいただいております「留萌川水系ダム洪水調節機能協議会」の設立、運営に必要となる、本協議会の規約のご確認をお願いいたします。

2. 配布資料について

- ・資料1：ダム洪水調節機能協議会の趣旨が記載された資料となっております。
- ・資料2：留萌川水系における協議会の規約案となっております。
（以下の3により、別添の決議書のご提出をお願いいたします）

3. 決議書提出期限

令和3年9月29日（水）

※決議書（別添2）を上記宛先までご送付お願いいたします。

4. 問い合わせ先

資料に関するご不明点等がございましたら、下記までご連絡ください。

（問い合わせ先）

留萌開発建設部 治水課 天野直哉

TEL：0164-43-5515 FAX：0164-43-8572

E-Mail：amano-n22aa@milt.go.jp

留萌川水系ダム洪水調節機能協議会 構成員名簿

河川管理者 (第五十一条の二第2項第一号関係)

国土交通省北海道開発局留萌開発建設部長 (国土交通大臣：留萌ダム)

利水ダム等に係る水利使用に関し許可を受けた者 (第五十一条の二第2項第二号関係)

留萌市長 (留萌ダム使用権者)

関係都道府県知事 (第五十一条の二第2項第三号関係)

北海道 留萌振興局長

※下線付きは、治水協定の締結者

留萌川水系ダム洪水調節機能協議会
事務局 殿

令和 3 年 月 日

関係機関名 : _____

記入者氏名 : _____

決 議 書

令和 3 年度留萌川水系ダム洪水調節機能協議会における協議事項について、以下のとおり回答致します。

記

「留萌川水系ダム洪水調節機能協議会 規約案」について（配付資料 2）

承認する

別途協議を要する（理由を以下に記載下さい）

その他（その他の資料について、ご意見等ありましたら以下に記載下さい）

以上